

近代化基金運営要領

公益社団法人福島県トラック協会

1 近代化基金の基本的な考え方等

(1) 近代化基金(以下「基金」という。)の運用に当たっては、運輸事業振興助成交付金(以下「交付金」という。)の趣旨を遵守し、資金運用の効率化、交付額の交付の是正、管理システムの合理化等を配慮し、トラック運送業界の公平な振興を図るものでなければならない。

そのため公益社団法人福島県トラック協会(以下「福ト協」という。)に交付された交付金の一部を基金に積立てし、融資を通じトラック運送事業の近代化・合理化をはかるとともに輸送力の増強を図り、地域経済の発展及び国民経済の安定に寄与するものとする。

(2) この要領は、近代化基金の設置及び管理に関する規程第7条に基づき、基金の管理・運営について定めることを目的とする。

2 基金の運営機構

(1) 基金の円滑な運営を行うために、交付金委員会(以下「委員会」という。)において必要な審議を行う。なお、委員会は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)に設置される経営改善・情報化委員会と緊密な連携をとり運営されるものとする。

(2) 委員会に付託する任務は次のとおりとする。

- ① 基本運用に係る契約等の基本的事項に関する事項
- ② 設備資金、環境対応車等及びポスト新長期等規制適合車の導入に係る融資の資金枠決定に関する事項
- ③ 融資に係る公募要綱に関する事項
- ④ その他基金運用に付帯する一切の事項

3 基金業務の運営方法

(1) 融資業務については、トラック運送事業の公平な振興を図るために、福ト協の融資業務を含め全ト協が株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)と契約を締結するものとする。

(2) この制度による融資については、次に定めるところにより利子を補給するものとする。

- ① 原則、貸出期間1年以上の融資を対象とする。
- ② 毎事業年度1月の商工中金の長期プライムレートに3分の1を乗じた率(%の小数点第2位を四捨五入)を翌事業年度の利子補給率とする。ただし、長期プライムレートが大幅に変動した場合は、基金残高の状況等を踏まえ、別途検討する。

(注)平成29年度融資推薦分から本項の算式を適用し、それ以前の融資推薦分については推薦時の利子補給率を適用する。

(3) 福ト協は、毎事業年度の一定期日に所定の様式に基づいて、公募(融資推薦申込み。以下同じ。)を行うものとする。

(4) 公募の方法は、福ト協のホームページ等に公示するものとする。

(5) 福ト協は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条又は第35条の許可を受け

た貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。以下同じ)(以下「事業者」という。)からの融資申込みを受理した場合は、事業計画の適格性等を検討し、妥当と判断されたもののうち福ト協の融資枠の範囲内において推薦決定を行い申込者に通知するものとする。

- (6) 福ト協において融資推薦決定した場合は、所定の様式に基づいて商工中金本・支店に報告するものとする。
- (7) 融資を受けようとする事業者は、福ト協の推薦決定通知書写を添付し、最寄りの商工中金本・支店又は商工中金の代理店(以下「商工中金等」という。)に対し借入申込みをするものとする。
- (8) 商工中金等は、独自の立場で借入申込み案件を審査し、その結果を福ト協及び申込者に対し速やかに報告するものとする。

4 基金の管理

- (1) 基金は、商工中金に預託し、会長がこれを管理するものとする。
- (2) 基金は、商工中金における商工債券・定期預金等の固定性預金、当座預金、普通預金に預託するものとする。

5 基金による設備資金の融資

- (1) この制度の対象者は、福ト協の会員(入会后1年以上経過し、会費の未納が無いものに限る。)で商工中金等と取引資格を有するもの、その共同体及びその持株会社(以下「助成対象者」という。)とする。
- (2) 融資推薦決定の通知を受けた助成対象者は、直ちに最寄りの商工中金等に所定の様式に基づいて借入れ手続きをとるものとする。
- (3) この制度の対象事業は、次に定めるものとする。
 - ① トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - ② 福利厚生施設の整備に要する資金
 - ③ 荷役機械・車両等の購入(代替を含む)及び車両の改造に要する資金
- (4) この制度の融資条件は、次に定めるものとする。
 - ① 融資限度は、トラック運送事業の公平な振興を図るとともに機会の均等を図ることを目的として次のとおり定めるものとする。
 - ア 個別企業体の場合 最高限度額を3千5百万円とする。
 - イ 共同体の場合 最高限度額を7千万円とする。
 - ② 再融資の制限として、助成対象者が再度この融資制度の適用を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が実行されているものに限る。
 - ③ この制度による借入金に対する利率は、商工中金の所定利率によるものとする。
 - ④ 償還期間は10年以内とする。ただし、融資対象物件の法定耐用年数が10年未満の場合については、原則、法定耐用年数以内とする。
 - ⑤ 償還金の据置期間は、償還期間のうち6ヶ月以内とする。
 - ⑥ 担保及び保証人は商工中金等の定めるところによる。また、福ト協においては債務保証を行わないものとする。

- (5) 元金及び利息等の支払が遅延することによって発生する延滞利息の支払い責任は、次に定めるところによる。
- ① 元金の返済に係るものについては、商工中金等の借入金約定により借入者が負担するものとする。
 - ② 福ト協が利子補給によって支払いすべき利息が遅延することによって発生する利息は、借入者が負担する利息の延滞分も含めて、福ト協が支払いの責任を負うものとする。
 - ③ 助成対象者の都合により遅延した場合における福ト協の利子補給額を含めた延滞利息については、借入者が支払責任を負うものとする。
- (6) 利子補給の制約は、次に定めるところによる。
- ① 借入者(転貸方式により借入れた助成対象者を含む。)が、正常な取引を維持することが困難(例えば銀行取引の停止、倒産、破産、営業権の譲渡、会員の資格を失った時及び正常な会員の義務を果たさない場合等)であると判断されるときは、福ト協は利子補給を打ち切るものとする。
 - ② 借入者(転貸方式により借入れた助成対象者を含む。)が、正当な事由がなく推薦決定を受けた事業計画と異なるものに転用した場合は、利子補給を打ち切ると同時に、既往の利子補給分返還を求めるものとする。
 なお、既往の利子補給分の返還を命じられた助成対象者については、福ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。
 - ③ 福ト協は、本要領の主旨に照らし利子補給を継続することが適当でないと判断した場合又は次のア、イのいずれかに該当するときは、利子補給の打ち切り及び既に交付した利子補給分の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
 ア この要領その他福ト協が定める事項に違反したとき
 イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
 - ④ 上記②又は③の規定により返還を命じられた助成対象者については、福ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。
- (7) 融資推薦にかかる一連の書式(融資推薦申込書・融資推薦書・事業計画書等)については、別途定めるものとする。
- (8) 資本金10億円以上の会社又は株式市場一部上場会社及びこれらの会社が過半数の株式を占有する会社に対する融資については、委員会が指定する金融機関に基金を預託替えし、当該金融機関を窓口として、本領領と全く同じ融資条件により融資を行うものとする。

6 環境対応車及び省エネ関連機器導入に係る融資

- (1) 環境対応車(天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及び電気自動車)の導入及び省エネ関連機器(EMS及びドライブレコーダー等)の導入に伴う融資に対して行う利子補給については、上記「4 基金業務の運営方法」及び「5 基金による設備資金の融資」の規定にかかわらず、融資対象者、融資対象事業、融資限度及び償還期間等については、次のとおりとする。
- ① 融資対象者 福ト協の会員(入会后1年以上経過し、会費の未納が無いものに限る。)で商

工中金等と取引資格を有するものとする。

② 融資対象事業

ア 環境対応車

全ト協及び福ト協の導入促進助成事業対象となる天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及び電気自動車をいう。

イ 省エネ関連機器

全ト協と福ト協の導入促進助成事業対象となるEMS及びドライブレコーダー等をいう。

③ 融資限度 1助成対象者当たり3千5百万円

④ 償還期間 5年以内(据置期間6ヶ月を含む)

⑤ 添付書類

②の環境対応車(天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及び電気自動車)に適合する自動車検査証記録事項(写)又は省エネ関連機器の売買契約書(写)を添付すること。

7 ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資

(1) ポスト新長期等規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車の導入(増車を含む。)に係る融資の利子補給については、上記「4 基金業務の運営方法」及び「5 基金による設備資金の融資」の規定にかかわらず、融資対象者、融資対象事業、融資限度及び償還期間等については、次のとおりとする。

① 融資対象者 福ト協の会員(入会后1年以上経過し、会費の未納が無いものに限る。)で工中金等と取引資格を有するものとする。

② 融資対象事業

ア ポスト新長期規制適合車

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(平成20年3月25日国土交通省告示第348号)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準に適合する事業用貨物自動車をいう。

イ 平成28年排出ガス規制適合車

「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示(平成27年7月1日)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車をいう。

③ 融資限度 1助成対象者当たり7千万円とする。

④ 償還期間 5年以内(据置期間6ヶ月を含む)とする。

⑤ 添付書類

②のポスト新長期等規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車に適合する自動車検査証記録事項(写)を添付すること。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

昭和52年	2月15日	仙台陸運局長に承認申請
昭和52年	5月11日	仙陸自貨第260号にて承認
昭和59年	3月19日	仙台陸運局長に一部改正承認申請
昭和59年	3月30日	仙陸自貨第233号にて承認
昭和61年	6月11日	東北運輸局長に一部改正承認申請
昭和61年	6月25日	東北自貨第377号にて承認
昭和62年	3月18日	東北運輸局長に一部改正承認申請
昭和62年	4月 7日	東北自貨第220号にて承認
平成 5年	6月 3日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成 5年	6月24日	東北自貨第371号にて承認
平成 6年	3月 2日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成 6年	3月 8日	東北自貨第116号にて承認
平成 8年	3月14日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成 8年	3月28日	東北自貨第214号にて承認
平成10年	2月 2日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成10年	3月 3日	東北自貨第67号にて承認
平成12年	6月 5日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成12年	6月15日	東北自貨第336号にて承認
平成14年	11月 7日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成14年	11月12日	東自貨第367号にて承認
平成15年	12月18日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成15年	12月26日	東自貨第418号にて承認
平成16年	6月25日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成16年	7月 1日	東自貨第156号にて承認
平成21年	3月26日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成21年	3月31日	東自貨第607号にて承認
平成23年	5月25日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成23年	6月 1日	東自貨第63号にて承認
平成24年	4月 1日	一部改正
平成25年	4月 1日	一部改正
平成27年	4月 1日	一部改正
平成29年	4月 1日	一部改正
平成30年	4月 1日	一部改正
令和 4年	4月 1日	一部改正